

掛川市告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和5年3月24日から2週間掛川市役所維持管理課において平日開庁時間内に
一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

掛川市長 久保田 崇

別紙路線表のとおり